○芦屋市住宅耐震化促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第6条第1項に規定する地域住宅計画にのっとり、芦屋市内に存する住宅(国、地方公共団体その他関係機関が所有する住宅を除く。)の所有者に対し、その耐震化工事の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震化の促進を図り、もって安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用(共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。)の炊事用流し(台所)
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
 - (2) 戸建住宅 一戸建ての住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未 満の併用住宅を含む。)
 - (3) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面 積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。
 - (4) その他共同住宅 戸建住宅及びマンション以外の住宅をいう(長屋住宅を含む。)。
 - (5) 分譲共同住宅 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。 以下「区分所有法」という。)の適用を受ける共同住宅で、次に掲げる要件の全 てに該当するものをいう。
 - ア 5以上の独立して住居の用途に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に 規定する専有部分をいう。)を有していること。

- イ 当該共同住宅を複数の用途として使用している場合は、延べ面積の過半を居 住の用途に供していること。
- (6) 区分所有者 区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (7) 管理組合等 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体若しくは区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人又はこれらの団体若しくは法人が組織されていない分譲共同住宅の区分所有者で構成する任意の団体で市長が特に認めるものをいう。
- (8) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に 定める一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」 に定める耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」に定める耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物 の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次 診断法」に定める耐震診断
 - オ 「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)」第3章第8節に規定する構造計算(以下「構造計算」という。)による耐震診断
 - カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (9) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を 0.7以上又は構造耐震指標 (Is) を 0.3以上とするものをいう。
- (10) 耐震改修計画 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び改修計画に関する評価・判定等を含み、次の要件を満たしている計画をいう。
 - ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が策定する

ものであること。

- イ 建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合は、この限りでない。
- (11) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるもの(必要となる附帯工事を含む。)をいう。
 - ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事(地盤改良工事を含む。)
 - イ 屋根を軽量化する工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ 兵庫県知事が認める工法による工事
 - オ 減築工事(減築後においても、住宅であるものに限る。)
- (12) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に 重い屋根(土葺瓦屋根)から重い屋根(桟瓦葺等)又は軽い屋根(スレート板、 鉄板葺等)に軽量化する工事(必要となる附帯工事を含む。)をいう。
- (13) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できるものとして兵庫県知事が認める工法による工事(必要となる附帯工事を含む。)をいう。
- (14) 建替工事 安全性が低い住宅を除却し、新たに住宅を建築する工事をいう。
- (15) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他 の装置をいい、兵庫県知事が認めるものをいう。
- (16) 耐震アドバイザー 分譲共同住宅の耐震に関する豊富な相談経験を有し、かつ、次に掲げる資格のいずれかを有する者をいう。
 - ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。) イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149 号)第2条第5号に規定するマンション管理士
 - ウ 弁護士
 - 工 税理士
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長がこれらの資格に相当すると認める 者

- (17) 相談業務 次に掲げる事項に関することをいう。
 - ア 耐震化に関する技術的な事項
 - イ 耐震化に関する区分所有者間の合意形成を円滑にするために必要な事項
- (18) 補助事業 補助の対象となる事業をいう。
- (19) 事業の着手 補助事業の契約を締結することをいう。
- (20) 事業の完了 補助事業が完了し、申請者が施行者に所定の費用を支払うことをいう。

(区分)

第3条 補助区分は、耐震改修計画策定費補助、耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助、シェルター型工事費補助、建替工事費補助、防災ベッド等設置費補助及び分譲共同住宅耐震化アドバイザー派遣補助とする。

(補助の対象者等)

第4条 補助の対象者、補助の対象住宅及び補助金の額等は、補助区分に応じ、別表 第1から別表第9までに定めるところによる。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、住宅耐震化促進 事業補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提 出しなければならない。
- 2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要 があるときは、条件を付することができる。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。
- 2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要 があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の着手の届出)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。) が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。 (中間検査)

- 第7条の2 補助事業の遂行状況を確認するため、工事中に中間検査を行うことができる。この場合において、中間検査を実施するときは、住宅耐震化促進事業中間検査実施通知書(様式第2号の2)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 中間検査実施者は、検査の実施に必要なときは、補助事業者に承諾を得た上で対象住宅に立ち入り、検査を行うことができる。
- 3 補助事業者は、中間検査の際、第11条の規定により住宅耐震化促進事業実績報告書に添付される契約書の写しが契約書原本と同一であることの確認を受けなければならない。

(設計の確認)

第7条の3 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了したときは、 耐震改修工事に着手する前に、設計確認書(様式第2号の3)及び別に定める書類 を市長に提出しなければならない。

(事業廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めたときは、速やかに住宅耐震化促進事業 廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が発生し、第6条第1項の規定により 通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、 住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書 類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の申請を受けたときに準用する。この場合において、 同項中「住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」とあるのは「住 宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)」と読み替えるものと する。

(補助事業の遂行状況報告等)

- 第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、 市長が別に定めるところにより、報告をしなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助事

業の遂行が困難となったときは、速やかに住宅耐震化促進事業遂行困難状況報告書 (様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、住宅耐震化促進事業実績報告書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は交付申請をした日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(是正命令)

- 第12条 市長は、第10条第1項及び前条の規定による報告を受けた場合において、 補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めると きは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずるこ とができる。
- 2 前条の規定は、前項の措置が完了したときの報告について準用する。 (補助金の額の確定)
- 第13条 市長は、補助事業の完了に係る第11条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震化促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の額が第6条第1項の規定により通知された交付決定額 (第9条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知さ れた金額。以下同じ。)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。 (全体設計の承認)
- 第14条 建替工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施期間 が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額 及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書(様式第9号)を市 長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の申請書を受け付けし、審査の上、適当と認めたときは、当該全体

設計を承認し、全体設計承認通知書(様式第10号)により全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、補助事業に係る費用の総額を変更する場合について準用する。 (補助金の請求)
- 第15条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第13条第1項 の規定による補助金の額の確定後、住宅耐震化促進事業補助金請求書(様式第11 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、 取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、決定の日の翌日から 起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 市長は、第13条第1項の規定により補助金の額の確定を行った場合において、 既にその額を超える補助金が交付されているときは、額の確定の日の翌日から起算 して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長すること ができる。

(加算金及び遅延利息)

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、

その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(10円未満は切捨て)を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息(10円未満は切捨て)を市に納付しなければならない。

(台帳の整備)

第19条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震化促進事業台帳を 整備するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附則

- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

耐震診断区分	構造種別	耐震基準
(1) 第2条第8号	木造	上部構造評点≥1.0
アによるもの		時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等
		の耐震性を有すると認められること
(2) 第2条第8号	鉄骨造	構造耐震指標(Is)≧0.6
イによるもの		
(3) 第2条第8号	鉄筋コンクリ	構造耐震指標(Is)/構造耐震判定指標(Iso)
ウによるもの	ート造	≥1.0
		ただし、Iso 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とす
		る
(4) 第2条第8号	鉄骨鉄筋コン	構造耐震指標(Is)/構造耐震判定指標(Iso)
エによるもの	クリート造	≥1.0
		ただし、Iso 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とす
		る
(5) 第2条第8号	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
オによるもの		
(6) 第2条第8号	全て	前各号に掲げる耐震基準と同等の耐震性を有す
カによるもの		ると認められること。

別 公 知 4	2 (男 4 余 関 徐 <i>)</i> 「
区分	耐震改修計画策定費補助
補助の	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用に供す
対象者	る部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)を所有する者
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 次のいずれかに該当する住宅
宅	(1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果安全性が低いと診断された住宅
	2 申請者以外に所有権、借地権等の権利を有している者(以下「権利者」と
	いう。)が存在する住宅(次項に掲げる場合は除く。)にあっては、原則
	として、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相
	続人とする。)全員の同意が得られていること。ただし、生計を一にする
	親族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。
	3 住宅が区分所有等による区分所有等の建物である場合にあっては、当該補
	助事業の実施について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経て
	いること。
	4 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している住
	宅又は加入する住宅
適用を	次のいずれかに該当する住宅
免除す	1 現況において、特定行政庁から建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条
る事項	に規定する措置が命じられている住宅及び建築基準法の一部を改正する法
	律(平成10年法律第100号。以下「平成10年改正建築基準法」という。)に
	よる改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅
	2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	の「簡易耐震改修工事に係る補助」、「シェルター型工事に係る補助」、
	「防災ベッド等設置に係る補助」又は「分譲共同住宅耐震化アドバイザー
	派遣に係る補助」以外の補助金の交付を受けた住宅
補助の	住宅の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する経費。ただし、その他共
対象と	同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
なる経	
費	
補助金	戸建 補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨
の額	住宅 て)又は20万円のいずれか低い方の金額。ただし、耐震診断の結果、地
	震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策
	定を実施しない場合にあっては、耐震診断に要した経費に3分の2を乗じ
	て得た金額(千円未満は切捨て)又は3.3万円のいずれか低い方の金額

宅

その 補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て) 他共 又は12万円に戸数を乗じた額のいずれか低い方の金額。ただし、耐震診 同住 断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震 政修計画の策定を実施しない場合にあっては、耐震診断に要した経費に B分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は4万円に戸数を乗じ て得た金額のいずれか低い方の金額

補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨 て)又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(ただし、居住の用に供 する部分に限る。)を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額 単価をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額(千円未満は切捨て)の いずれか低い方の金額。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な 構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場 |合にあっては、耐震診断に要した経費に3分の2を乗じて得た金額(千 円未満は切捨て)又は下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額 単価をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額に3分の1を乗じて得た **|金額(千円未満は切捨て)のいずれか低い方の金額**

面積区分	交付限度額単価
1,000 ㎡以内の部分	2,400 円/m²
1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分	1,000円/m²
2,000 ㎡を超える部分	700 円/m²

その他 の事項

- 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又 は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認でき ること。
- マンションにおいては、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及 び耐震改修計画に関する評価・判定等を受けていること。
- 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助の対象 住宅の戸数とする。

別表第:	3 (第4条関係)
区分	耐震改修工事費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たし、補助の対象住宅を所有する者(ただし、
対象者	マンションについては第2項及び第3項を除く。)
	1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用に供
	する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)を所有す
	ること。
	2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては,給与収入が1,395万円)以
	下であること。
	3 兵庫県に在住する個人であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 次のいずれかに該当する住宅
宅	(1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果安全性が低いと診断された住宅
	2 権利者が存在する住宅(次項に掲げる場合は除く。)にあっては、原則と
	して、当該事業について権利者(権利者が死亡している場合は、その相続
	人とする。)全員の同意が得られていること。ただし、生計を一にする親
	族で、同居しているものの同意についてはこの限りでない。
	3 住宅が「区分所有法」による区分所有等の建物である場合にあっては、当
	該補助事業の実施について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を
	経ていること。
	4 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している住
	宅又は加入する住宅
適用を除外す	次のいずれかに該当する住宅 1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	1 現代において、特定行政庁がら建築基準伝第9条に規定する指置が帰じられている住宅及び平成10年改正建築基準法による改正前の建築基準法第38
る住七	私 (いる住宅及い平成10年以近建築基準伝による以近前の建築基準伝第30 条の規定に基づく認定工法による住宅
	未の規定に基づく認定工伝による住宅 2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	2 「いようとはよくの間展に促進事業」及び「戸屋市は名間展に促進事業」 の「耐震改修計画策定に係る補助」、「防災ベッド等設置に係る補助」又
	は「分譲共同住宅耐震化アドバイザー派遣に係る補助」以外の補助金の交
	付を受けた住宅
補助の	住宅の耐震改修工事(耐震基準を満たすものに限る。)に要する経費。た
	「世七の間展成修工事(間展室準を調だすものに限る。)に安する経真。だ だし、総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションに
	おいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
する性費	
補助金	戸建 補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨)
の額	住宅 て) 又は110万円のいずれか低い方の金額
1 - 12	p

その 補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て) 他共 又は60万円に戸数を乗じて得て金額のいずれか低い方の金額 同住 宅 補助の対象となる経費に2分の1を乗じて得た金額(千円未満は切捨 ショて)又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(ただし、居住の用に供 する部分に限る。) に 1 m³当たり 2 5, 1 0 0 円を乗じて得た金額 (千 円未満は切捨て)若しくは下表の延べ面積の区分(ただし、居住の用に 供する部分に限る。)に応じた絶対限度額のいずれか低い方の金額 延べ面積の区分 絶対限度額 1,000 ㎡以上 5,000 ㎡以内 3,000万円 5,000 m²を超え10,000 m²以内 6,000万円 10,000 ㎡を超え 15,000 ㎡以内 9,000 万円 15,000 ㎡超 13,500 万円 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 その他 マンションにおいては、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及 の事項 2 び耐震改修計画に関する評価・判定等を受けていること。 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助の対象 住宅の戸数とする。 4 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修事業の適正化に関する条 例(平成18年兵庫県条例第35号)に基づき住宅改修業者として登録した事 業者等で、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事で

あること。ただし、マンションの場合を除く。

別表第4	1 (第4条関係)
区分	簡易耐震改修工事費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たし、補助の対象住宅を所有する者
対象者	1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用に供
	する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)を所有す
	ること。
	2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以
	下であること。
	3 兵庫県に在住する個人であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 次のいずれかに該当する戸建住宅
宅	(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又は構造耐震指標(Is)0.3 未満の住宅
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果評点が0.7未満の住宅
	2 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者
	(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意が得ら
	れていること。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意
	についてはこの限りでない。
	3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している住
	宅又は加入する住宅
適用を	次のいずれかに該当する住宅
除外す	1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	れている住宅及び平成10年改正建築基準法による改正前の建築基準法第38
	条の規定に基づく認定工法による住宅
	2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	の「防災ベッド等設置に係る補助」以外の補助金の交付を受けた住宅
	*グー的が、グー寺取画に体の価め」が行び価の並の文目を文目では1
補助の	住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する経費。 た
対象と	だし、その総額が50万円以上のものに限る。
なる経	
費	
補助金	補助事業の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨
の額	て)又は50万円のいずれか低い方の額。ただし、耐震診断の結果、上部構造
	評点が 0.7 以上又は構造耐震指標 (Is) 値が 0.3 以上であることが確認でき
	たため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、 耐震診断に要した経費又は3.3万円のいずれか低い方の金額
2014	耐震砂断に安した経貨又は3.3万円のいりれが低い方の金額 1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくは構造耐震指標(Is)値が
C 42 [E	
の事項	しくは構造耐震指標(Is)値が 0.3 以上であることが確認できること。
	2 補助事業の対象となる簡易耐震改修工事は、住宅改修事業の適正化に関す
	P 冊別尹未収別家となる面勿删展以修工尹は、仕七以修尹耒収週上化に関り

る条例に基づき住宅改修業者として登録した事業者等で、かつ、補助実績 の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

別表第5 (第4条関係)

区分	屋根軽量化工事費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たし、補助の対象住宅を所有する者
対象者	1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用に供
	する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)を所有す
	ること。
	2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以
	下であること。
	3 兵庫県に在住する個人であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 次のいずれかに該当する木造戸建住宅
宅	(1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅(上部構造評点が0.7
	以上に限る。)
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果評点が0.7以上の住宅
	2 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者
	(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。)全員の同意が得ら
	れていること。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意
	についてはこの限りでない。
	3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している住
	宅又は加入する住宅
適用を	次のいずれかに該当する住宅
	1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	れている住宅及び平成10年改正建築基準法による改正前の建築基準法第38
	条の規定に基づく認定工法による住宅
	2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	の「耐震改修計画策定に係る補助」又は「防災ベッド等設置に係る補助」
	以外の補助の交付を受けた住宅
補助の	屋根軽量化工事に要する経費。ただし、その総額が50万円以上のものに限
対象と	る。
なる経	
費	
補助金	50万円
の額	
その他	補助事業の対象となる屋根軽量化工事は、住宅改修事業の適正化に関する
の事項	条例に基づき住宅改修業者として登録した事業者等で、かつ、補助実績の公
	表に同意した事業者との契約による工事であること。
L	

別表第6 (第4条関係)

区分	シェルター型工事費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たし、補助の対象住宅を所有する者
	1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用に供
7,130, 1	する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)を所有す
	ること。
	- ~ 。 2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以
	下であること。
[3 兵庫県に在住する個人であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
1114 / 4	1 次のいずれかに該当する戸建住宅
宅	(1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果、安全性が低いと診断された住宅
2	2 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者
	(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。) 全員の同意が得ら
	れていること。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意
	についてはこの限りでない。
3	3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している住
	宅又は加入する住宅
適用を	次のいずれかに該当する住宅。
除外す	1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	れている住宅及び平成10年改正建築基準法による改正前の
3	建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅
2	2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	の「耐震改修計画策定に係る補助」又は「防災ベッド等設置に係る補助」以
	外の補助金の交付を受けた住宅
補助の	シェルター型工事に要する経費。ただし、その総額が10万円以上のものに
対象と	限る。
なる経	
費	
補助金	補助の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以
の額	上の場合は50万円

別表第7(第4条関係)

別表第7	(第4条関係)
区分	建替工事費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たす者
対象者	1 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族であること。
	2 新たに建築する住宅の所有者であること。
	3 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)
	以下であること。
	4 兵庫県に在住する個人であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 除却する戸建住宅にあっては、次に掲げる全ての要件を満たすもの
宅	(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用
	に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)
	(2) 次のいずれかに該当する住宅
	ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅
	イ 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震
	診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進
	事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断された住宅
	2 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの
	3 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者
	(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。) 全員の同意が得ら
	れていること。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意
	についてはこの限りでない。
	4 新たに建築しようとする戸建住宅にあっては、次に掲げる全ての要件を満 たすもの
	(1) 申請者が自己の居住の用に供するもの
	(2) 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入するもの
	(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業
	省・国土交通省令第1号)第1条第1項に規定する建築物エネルギー消
	費性能基準に適合していること。
	(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内
	でないこと。
適用を	次のいずれかに該当する住宅
除外す	1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	れている住宅及び平成 10 年改正建築基準法による改正前の建築基準法第 38条の規定に基づく認定工法による住宅
	2 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び「芦屋市住宅耐震化促進事業」
	の「耐震改修計画策定に係る補助」以外の補助金の交付を受けた住宅
補助の	既存建築物の除却及び現地建替工事に要する経費。ただし、その総額が100
対象と	万円以上のものに限る。
	1

なる経 費	
補助金	補助事業の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て) 又は100万円のいずれか低い方の金額

別表第8(第4条関係)

区分	防災ベッド等設置費補助
補助の	次に掲げる全ての要件を満たし、補助の対象住宅を所有する者
対象者	1 補助対象住宅の居住者であること。
	2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)
	以下の者であること。
補助の	次に掲げる全ての要件を満たすこと。
対象住	1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用
宅	に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。)
	2 次のいずれかに該当する住宅
	(1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たなかった住宅
	(2) 平成12年度から平成14年度までに兵庫県が実施した「わが家の耐震診
	断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」
	で、診断の結果、安全性が低いと診断された住宅
	3 権利者が存在する住宅にあっては、原則として、当該事業について権利者
	(権利者が死亡している場合は、その相続人とする。) 全員の同意が得ら
	れていること。ただし、生計を一にする親族で、同居しているものの同意
	についてはこの限りでない。
	4 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
適用を	下記のいずれかに該当する住宅。
除外す	 1 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じら
る住宅	れている住宅及び平成10年改正建築基準法による改正前の建築基準法第38
,	条の規定に基づく認定工法による住宅
	^
	の「耐震改修計画策定に係る補助」、「簡易耐震改修工事に係る補助」、
	「シェルター型工事に係る補助」及び「防災ベッド等設置に係る補助」以
	外の補助金の交付を受けた住宅
補助の	防災ベッド等の設置に要する経費。ただし、その総額が10万円以上のもの
対象と	に限る。
なる経	
する性費	
	10天田
補助金の短	10万円
の額	

別表第9(第4条関係)

区分	分譲共同住宅耐震化アドバイザー派遣補助
補助の	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された分譲共同住宅を所有
対象者	する者で管理組合等の代表者
補助の	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された分譲共同住宅
対象住	
宅	
補助の	耐震アドバイザーによる相談業務に要する経費。(ただし、その経費が1
対象と	回につき3万円未満の場合は補助の対象としない。)
なる経	
費	
補助金	1回につき3万円を限度とし、同一対象住宅につき5回を限度とする。ただ
の額	し、市長が必要と認める場合は、この限りでない。